

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の償還金の償還猶予
根拠条例・規則等名		母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令
条 項		第 19 条、第 31 条の 7、第 38 条
所 管 部 課		子ども未来局子ども育成部子育て支援課（電話：048-829-1270）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>(1) 支払猶予期間は原則として1年以内とし、さらにその事由が継続する場合にはあらかじめ申請させること。</p> <p>(2) 令19条第1項各号(令第38条において準用する場合を含む。)に該当することを証明する書類については、次による。</p> <p>ア 令第19条第1項第1号(令第38条において準用する場合を含む。以下同じ。)に該当する場合</p> <p>(ア) 災害の場合は、災害を受けたことについて関係機関が発行する証明書</p> <p>(イ) 盗難の場合は、盗難に遭ったことについて警察署長が発行する証明書。</p> <p>(ウ) 借受者又はその家族の疾病、負傷の場合は、医師による診断書又は疾病等について確認できる書類</p> <p>(エ) 失業、極度の事業不振等のやむを得ない理由により納入が遅延した場合は、その事実が証明できる書類</p> <p>なお、やむを得ない事情により(ア)から(エ)までの証明書等の提出が困難であると認められる場合には、令第19条第1項第1号に該当する旨の申立書を提出させるものとする。子育て支援課長は、支払猶予の決定に当たっては、申立書の内容、生活状況、これまでの経緯等を総合的に判断すること。</p> <p>イ 令第19条第1項第2号(令第38条において準用する場合を含む。以下同じ。)に該当する場合は、在学する学校又は修業する施設の長が発行する証明書なお、これについては、対象児童の就学又は修業期間中、毎年度当初に証明書を徴するなど、就学又は修業の状況を確認する。</p> <p>(3) 大学院に就学している場合は、令第19条第1項第2号の手続きに準ずる。</p> <p>(4) 支払猶予の期間中に修学又は知識技能の習得をしている者が就学又は知識技能の習得をやめ、あるいは死亡したときは、その日の属する月の翌月から支払猶予を中止する。</p>
	設定等年月日	平成15年4月1日設定 令和5年4月1日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定 (事案ごとの裁量が大きく、調査等に時間を要するため、一律に標準処理期間を設定することが困難である。)
	設定等年月日	年 月 日設定 年 月 日最終改正
備 考		